

犯罪に関する代表的な理論について

初期の犯罪学

【生来性犯罪者説】

犯罪学の発祥は、1876年にC.ロンブローゾが人体測定学の手法を用いて「生来性犯罪者説」を唱えたことに始まる。これは「犯罪者は生まれつき犯罪を犯すように運命づけられており、身体的・精神的特徴を有し、野蛮人の隔世遺伝した者である」というものであり、現代においてこれは全く受け入れられる説ではないが、統計的数値による犯罪現象の解明手法に大きな影響を及ぼしている。

【犯罪社会学】

19世紀後半にはリヨン環境学派(E.デュルケム)を祖とする犯罪社会学が発展してきた。1920年代にはアメリカで犯罪社会的見地における地理的ナリサーチが発達し、社会生態学・人間生態学のひとつとして犯罪現象を分析するシカゴ派が台頭した。「人間の意思は環境によって決定される」とするシカゴ派では、犯罪の分析を犯罪者の性格論を用いて行う手法ではなく、犯罪者に特徴的なパーソナリティはないものとして、犯罪者の動機や心理に影響を及ぼすものを追求している。

【合理的選択理論】

1980年代に入り、英米では、犯罪者は犯罪から得る利益と犯行失敗時の損失を考慮して犯罪の有無・方法・場所等を「合理的な自由意思に基づいて」選択する、という「合理的選択理論」が展開されるようになった。この理論は高い支持を得ているが、刑罰(損失)の抑止効果の実証が不十分であること、財産犯以外についての数量化、感情による犯行など当該理論で説明できない分野を残しているなどの批判がある。

近代の犯罪に関する考え方

【環境犯罪学】

シカゴ派は、1980年代後半に地理的要因分析に基づく犯罪予防を研究する環境犯罪学を発達させている。環境犯罪学は、主として犯罪発生を促進した物理的環境を改善することにより、犯罪の予防を図ろうとする学問で、人的要因ではなく物理的な環境に注目して犯罪を阻止する戦略として実践するものである。

【環境心理学】

人と環境の結びつきや相互作用を「心」の動きを仲介として解析する学問で、環境の知覚、認知、評価に対する心理過程や、空間使用におけるテリトリー性・個人空間などの空間行動特性などを研究する。

研究範囲には、都市のイメージや認知距離のような環境認知や環境における居住地選択や経路選択のような空間行動、テリトリー行動・パーソナルスペースといった対人環境研究などが挙げられる。

【ジェイコブスの防犯の基本原則】

建築ジャーナリストのJ.ジェイコブスは、環境犯罪学の契機となった防犯空間理論において、1960年当時、急進展していた高層住宅化が犯罪誘発要因であるとして、以下の防犯の基本原則を提案した。

エリアの区別 : 公的空間と私的空間を明確に区別する。
 住民による監視の確保 : 街路への目が確保されるように建物の向きを工夫する。
 通行人による監視 : 街路が頻繁に利用される状況にする。

【ニューマンの環境設計のあり方とマクドナルドの検証】

0.ニューマンは住居環境の実態調査を行い、「物理的障壁・象徴的障壁・見通しの良さを持ち、住人がプライドを持てる環境」を「守ることのできる空間 (defensible space)」と名付け、警察力ではなくコミュニティによって犯罪防止をするべきとの立場のもと、以下の環境設計のあり方を提案した。

領域性の設定 : 宅地のブロック化とテリトリー性の強化を図る。
 自然な監視の確保 : 建物の配置など、環境設計により居住者がエリアを日常的に監視できるようにする。
 居住地のイメージ形成 : 治安が悪いというイメージが生まれまいちづくりをする。
 環境の整備 : 住宅地を安全地帯に隣接して配置する。

マクドナルドらはこれを更に検証し、窃盗犯は「見通しの良さは侵入の障害である」と知覚していること、「物理的障壁は克服できるもの」と知覚していること、「象徴的障壁は狙うべき価値あるものが存在する印」として知覚していること、などを取りまとめ、象徴的障壁は住人の犯罪抑止行動を促す物理的特徴であるとの見識を加えた。

【破れ窓理論 (ブローケン・ウィンドウ理論)】

1972年、J.Q.ウィルソンとG.ケリングは、警察官の徒歩パトロールには、犯罪を減少する効果はないが、地域住民に安心感を与え、住民が警察活動へ親近感を増す効果があると発表した。この研究過程で発表されたのが、『破れ窓理論』である。破れ窓理論では「窓の破損が放置されている環境では、そのような行為に対して住民が非難しないこと、つまり、住民相互の尊重心や義務感の希薄を意味し、さらにこの種の出来事を誘発する。ひいては地域環境の荒廃が広範化し犯罪増加につながる。同時に地域全体の防犯環境意識の低下をもたらす。」と主張している。

治安が悪化するまでには次のような経過をたどるとされている。

一見無害な秩序違反行為が野放しにされると、それが「誰も秩序維持に関心を払っていない」というサインとなり、犯罪を起こしやすい環境を作りだす。
 軽犯罪が起きるようになる。
 住民が秩序維持に協力しなくなり、一層の環境悪化をもたらす。
 凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。

治安を回復させるには、

一見無害であったり、軽微な秩序違反行為でも取り締まる。
 警察官による徒歩パトロールを強化する。
 地域社会は警察官に協力し、秩序の維持に努力する。

などを行えばよい、とまとめられている。

【状況的犯罪予防論】

イギリス内務省調査部を中心とする研究に「状況的犯罪予防論」がある。1980年代に入ってR. クラーク、P. ナコーによる「設計による防犯」、K. ヘル、G. レイコックによる「状況的犯罪予防」などがレポートされている。これらは以下の4つの基本原則から構成されている。

犯罪予防の目的は犯罪の機会を減少させることにある。

犯罪予防の対象は具体的な特定の犯罪形態である。

犯罪予防の方法は、犯罪者の構成や環境の一般的な改善ではなく、犯罪発生の可能性がある環境に直接働きかけ、管理・設計および操作するもの。

犯罪予防の重点は犯罪の際の労力とリスクを増大させ、犯罪から得ることができる利益を減少させることにある。

【クラークによる12の犯罪予防策】

《犯罪の困難さの増加》

標的の強化：鍵・金庫・金網などの設置、等

施設への出入り制限：ドア施錠やIDカードによる身分照会

犯罪者の移置：特定の地域での犯罪を黙認することにより他の地域の治安を守る

犯罪促進手段の制限：犯罪促進機会や道具の取得制限

《犯罪に伴う危険性の増加》

出入口の規制：部外者を発見する可能性を高める

フォーマルな監視：警察・ガードマンによる監視・防犯機器による監視

従業員による監視：バスの車掌・建物の管理者

自然な監視：街路照明の設置・生け垣の刈り込み

《犯罪報酬の減少》

標的の除去：コンビニエンス・ストアでの現金取引の制限、等

所有物の識別：所有物を識別しやすいように名前やマーク等の目印を付ける

犯罪誘因の除去：危険発生地域に高価品を身に付けていかない、等

ルールの設定：組織内部犯行阻止のためのルール化

【日常活動理論】

1997年には、M. フェルソン、L. コーエンが「日常活動理論」を展開した。そこでは、シカゴ派の生態学的視点と犯罪予防を結びつけ、犯罪を発生させる具体的要素として、

潜在的な犯罪者（その性格等は問題とせず、その存在だけを問題視している。）

適当な犯罪の標的

潜在的な犯罪者と標的の遭遇

適切な監視者の不在

を挙げ、犯罪は日常的な活動の機会構造の中で発生する者であり、犯罪機会の減少のために、

家族と離れて夜間外出しない

高価な装身具を身につけない

商店等の監視体制を強化する

など、ライフスタイルを改めることを主張している。

防犯環境設計論

【被害対象の回避・強化】

犯罪の被害対象となることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去したり、対象物を強化したりすることである。具体的には、下記のようなことが考えられる。

- ・ 建物に侵入されにくいように頑丈な錠や窓ガラスを使用すること
- ・ 器物破損の被害を逃れるために強固な材料を使用すること
- ・ 車上ねらいを避けるため安全な駐車場を確保すること
- ・ 放火に遭わないように、放置されている空家などを除却すること

【接近の制御】

犯罪者が被害対象者(物)に近づきにくくすることにより犯罪を未然に防ごうとすることであり、組織的手法(ガードマンなど)、機械的手法(鍵などの設備)、自然的手法(空間の限定)がある。具体的には、下記のことを考えられる。

- ・ 建物の窓など侵入口に接近できないように侵入の足場をとる
- ・ 通過車両が住宅地の中を通り抜けられないようにする
- ・ 地下道の犯罪を予防するために時間帯によって通行制限をする
- ・ 身近な生活道路では、バイクなどでひたたくりできないよう高速で走行できないようにする

【自然的監視性の確保】

多くの人の目を確保し、見通しを確保することである。これはジェイコブスが最初の研究で言及したような、監視の目、街路を見守る目を街中に配置するという考え方である。例えば駐車場に適切な照明を施すとか、視線を妨げないような景観を作り出すとかでこの自然的監視性は高まる。具体的には、下記のことを考えられる。

- ・ 暗がりを改善するために防犯灯をつける
- ・ 窃盗や強盗を防ぐため、外部から店舗内の見通しをよくする
- ・ 団地の公園内の犯罪を予防するため、住棟の側面に窓を配置する
- ・ 交差点の見通しを確保するため、角地を角切りする

【領域性の強化】

共用のエリアに対する住民のコントロールを強めることが領域性の問題である。例えば、公共的なスペースでもなく私的なスペースでもない「半公共的/半私的」な空間を作り出すことによって、住民による空間の領有を、必ずしも明示的な形でなく示すことができる。さらに、環境を魅力的にしたり、利用を活発にして、市民の防犯活動を推進することもある。それゆえ、領域強化は前述した接近制御と自然的監視性を包括する原理とみなされる。具体的には以下のことがあげられる。

- ・ 空き地を市民農園として活用する
- ・ 近隣住民が公園の計画や管理に参加する
- ・ だれが管理しているかをわかりやすくする
- ・ コミュニティ活動を育てる